

第 1114 回教育委員会 会議録

令和 4 年 8 月 24 日

14:10~15:20

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、第 1114 回教育委員会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、片桐委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1) 「県教育委員会の障がい者雇用状況について」、教育政策課長より報告願います。

<教育政策課長> 報告の(1)、「県教育委員会の障がい者雇用状況について」説明申し上げます。

資料の報告 1 - 1 ページを御覧ください。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づきまして、県教育委員会を含む事業主には、障がい者の雇用義務が課せられております。真ん中の矢印右側にありますけれども、都道府県教育委員会の法定雇用率は、現在 2.5%とされております。

6 月 1 日現在の雇用状況について、毎年、山形労働局を通じて、厚生労働大臣に報告することとされておりました、今回は説明させていただきますものは、その内容となります。

資料の太枠で囲まれております令和 4 年 6 月 1 日現在の欄を御覧いただければと存じます。算定の基礎となる職員数は、7,561.5 人です。端数がついておりますのは、短時間勤務職員は 1 人を 0.5 人換算とする取扱いとされているためでございます。この算定基礎職員数 7,561.5 人に法定雇用率 2.5% を乗じた 189 人が、本県教育委員会の「必要障がい者数」、雇用する必要がある障がい者の数になります。

実際に雇用しております障がい者の数は、実人数で 142 人となっておりますけれども、重度障害者につきましては 1 名を 2 名に換算する、短

時間勤務の職員は1名を0.5名に換算する取扱いとされてございまして、それで計算いたしますと、換算後の障がい者数は190.5人となりまして、算定基礎職員数で除した雇用率は2.52%と、法定雇用率2.5%を達成した状況でございます。

達成の要因といたしましては、算定対象職員の退職が一定程度ございましたけれども、スクールサポートスタッフなどの非常勤職員について障がい者雇用を進めたことなどが挙げられます。

引き続き、法定雇用率の維持に向け、取り組んでまいります。報告は以上となります。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、次に(2)「令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長> 私から、令和4年度全国学力・学習状況調査結果について、御説明申し上げます。

報告2-1を御覧いただきたいと思えます。

「1 実施概要について」でございますが、「(1) 調査の目的」については、3点でございます。一つ目が「義務教育の機会均等とその水準の維持向上」、二つ目が「教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立」、三つ目が「児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に活用」することとなっております。

「(2) 調査の対象及び内容」についてですけれども、作年度は、新型コロナウイルスの影響により、例年より1か月程度遅い5月下旬に実施したところでありまして、今年度は例年どおりの日程となりまして、4年ぶりに理科の調査を実施しております。

「(3) 実施の状況」につきましては、①に全国、②に本県の状況を記載しております。

続いて、「学力調査の結果」についてであります。

初めに、小学校についてです。小学校6年生の国語の平均正答率は、本県が65%であるのに対し全国は65.6%、同じく算数の平均正答率は、本県が61%であるのに対し全国は63.2%、理科の平均正答率は、本県が63%であるのに対し全国は63.3%でありました。

中学校3年生の国語の平均正答率は、本県が70%であるのに対し全国は69.0%、同じく数学の平均正答率は、本県が52%であるのに対し全国は51.4%、理科の平均正答率は、本県が50%であるのに対し全国は49.3%でございました。なお、各都道府県の平均正答率は、平成29年度から整数値で示されております。

2ページ目を御覧いただきたいと思えます。

資料1としまして、小学6年生の全国平均正答率との差について、経年比較を行いました。先ほど申し上げましたように、平成29年度からは、各都道府県の平均正答率が整数値で示されました。このことによって、

平成29年度から、全国平均正答率と本県の平均正答率の差には、幅がある表示となっております。

また、平成30年度までは、国語・算数ともに、A、主として知識に関する問題、それからB問題として、主として活用に関する問題に分かれておりましたけれども、平成31年度からは、これは令和元年度になりますけれども、A問題・B問題が一本化されております。このため、グラフは平成31年度から、国語一本、これは赤色になっております、算数・数学も1本、これは紫色と示させていただいたところございます。

資料1の小学校のグラフでは、国語と理科の平均正答率は全国平均と同程度であります。経年比較では右下がりの傾向にあります。また、小学校の算数については、全国平均を下回り、その差は縮まらない状況であり、課題と捉えております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

中学校の全国平均正答率との差について、経年比較を行いました。中学校では、全ての教科で全国平均を上回っております。特に、昨年、回復傾向がみられた数学につきましては、更に右上がりの傾向にありまして、授業改善の成果が表れた結果となりました。なお、直接的な比較はできませんが、数学が全国平均を上回ったのは、平成26年の数学A B問題の調査結果以来となります。このグラフの中には示し切れていないところもありますが、平均よりも上に行ったという状況にあります。

次のページになります。4ページ目からは、資料2となります。「学力調査の結果」について、各教科の平均正答率及び正答数分布のグラフを掲載いたしました。折れ線グラフが全国の状況、棒グラフが本県の状況を示しております。

これを見ますと、本県のグラフは、ほぼ、全国と同様の分布となっております。課題である左下の小学校算数では、全国、折れ線グラフです。右側の棒グラフが届かない状況にあることが分かると思っております。つまり、県は、全問正解など正答数の多い児童が、全国と比べて少ないという状況が分かると思っております。

5ページから7ページ目までは、学習状況調査の結果を掲載いたしました。

5ページでは、(1) 教科に関することとして、国語・算数・理科の勉強が「好き」、「よく分かる」について掲載しております。

これを見ると、先ほど御説明いたしました全国平均より正答率の高い中学校の理科、あるいは全国と同程度の小学校理科ともに、「好き」、「分かる」と回答する割合が高いことが分かると思っております。

(2) の授業や学習等に関することについて、各学校では、新型コロナ対応のため一定の制限はある中においても、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」や「話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と捉える児童生徒が、本県では全国に比べて多い傾向にあります。全面実施となった新しい学習指導要領のもと、本県の各小中学校で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、各学校で一人一人の良さを生かしつ

つ、他者との関わりを大切にした話し合い活動の充実が図られているといえると思います。

次のページを御覧いただきたいと思います。右の下から2番目のグラフになりますが、PCやタブレットなどのICT機器を使うのは勉強に役立つ、つまり効果的と思っている児童生徒が多いことが分かります。また、昨年の「学校で、意見交換をしたり調べたりするために、週1回以上ICT機器を使用している」という質問項目が、今年度は「授業中に調べる場面」、それから「学級の友達と意見を交換する場面」、そして「自分の考えをまとめ、発表する場面」の各学習場面に分かれました。本県の傾向としましては、小・中学校ともに、各場面において全国平均より低い傾向にあり、特に、意見を交換したり、自分の考えをまとめて発表したりする場面において、ICTを用いた学習活動を充実する必要があると捉えております。

少し飛びますが、8ページの「学校質問紙」という、学校の代表者が回答する調査がございます。ページ右下のグラフは、「大型提示装置などICTを活用して、週1回以上授業を行う」と回答した割合を示しております。GIGAスクール構想で整備された一人1台端末の活用を促進を図りながら、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ってまいりたいと考えております。

1ページ戻っていただいて7ページになりますが、(5)児童・生徒自身に関わることとしまして、本県の児童生徒は「自分にはよいところがある」、「将来の夢や目標がある」、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦する」などにおいて、全国平均よりも高い傾向を示しております。

以上、学習状況調査等の特徴的な部分について紹介してまいりました。

9ページを御覧いただきたいと思います。以上を踏まえて、資料として、3として、県教育委員会のコメントを記載しております。

まず「学力調査について」でございますが、「中学校では、全ての教科で全国平均正答率を上回りました。一方、小学校では、国語と理科で全国平均正答率と同程度でしたが、算数で全国平均正答率を下回る結果となりました。引き続き、学力向上の取組みを継続させながら、授業改善を図っていく必要があると考えます」。

国語、算数・数学、理科の各教科については、紙面で御確認をいただきたいと思います。

なお、県教育委員会で、調査問題及びその結果から、「授業改善のポイント」を各学校に向けて示しております。この資料については、10ページから15ページを後ほど御確認いただきたいと思います。

「学習状況調査について」でございますが、先ほどのコメントの所ですけれども、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、各学校では一人一人のよさを生かしつつ、他者とのかかわりを大切にした話し合い活動の充実が図られており、児童生徒自身が学ぶことのよさや必要感を実感しながら学習している様子が窺えます」とさせていただいております。

「児童生徒質問紙より」と「学校質問紙より」については、紙面で御確認いただきたいと思います。

県教育委員会としましては、調査結果の詳細な分析により、児童生徒のつまずきや良さを明らかにし、「習得・活用・探究」のバランスのとれた授業の実践により、児童生徒の確かな学力の育成が図られるよう、各市町村教育委員会とともに取り組んでまいります。

説明は、以上になります。

<教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員> 毎年のことながら算数・数学が一つのポイントである中で、中学校が改善したというのは良いことだと思うのですが、小学校がまだ改善がみられません。こちらに「調査問題から見える「授業改善のポイント」」とありますが、こういうことを踏まえながらやっていけば、今後改善するとみてよろしいのでしょうか。

<義務教育課長> 中学校数学についても、小学校算数についても、授業改善の視点というのを明確に示しながら、これまで取組を進めてまいりました。

分析の一つとして、中学校は教科部会の中で、授業改善の視点などをより深く掘り下げながら、授業改善を実践できてきたのではないかと考えております。

小学校は教科担任制でないことから、今年度進めている教科担任マイスター制度等を取り入れながら、算数についても、授業改善の視点を明確にして、授業改善に生かしていきたいと考えております。

<小 関 委 員> そうですね。確かに小学校の場合、算数が専門とは限らないですね。中学で巻き返せばそれでよいのかもしれませんが。

<教 育 長> ほかに御質問等ございますでしょうか。

<山 川 委 員> 毎年改善の方策というのを検討されていると思いますが、小学生の算数、中学生の数学について、一昨年、昨年とは違う、今年はきちんと成果を出せるような方向性をつけていかないと、同じことを繰り返すだけになるのかなと思います。

つまり、トップクラスの成績をずっと出している秋田、福井等は、恐らく、反省点を見つけながらやっているはずです。こうすれば、かなりの成果が挙がるはずだということを明確にして、来年またやってみて、どうだったという分析がないと、なかなか、成果は挙げられないのだろうなと思います。

また、当然、教育委員会でこういうコメントを作るときは相当の検討をしているのだと思いますが、先生方、父兄にも伝わる形で取り組んでほしいと思います。

また、私が教育委員になった当初から、学力テストについては、きち

んと対策を立てるといふことが必要ではないかといふことを言っています。当時、小学生の算数もかなり低かったのが、例えば問題集作りなどをやって、今、中学生がそれなりの成績になっているのは、やはり数年経って、きちんと効果が挙がっている面もあるのかなと思っています。

方向が間違っていなければ、成果は挙がるということだと思ふので、研究してほしいと思います。

<武田委員> 学習環境の方で申し上げますが、報告2-6の「PC・タブレットの使用が週1回以上」のところで、数字が疎らだなと思いました。私の小学校6年の息子に限っていうと、PC・タブレットは無くても授業が進まないですし、調べ物をしたりメモ代わりに使ったりと、非常に使いこなしているなという印象です。この項目について山形県が4割程度ですが、どのように分析していますか。

<義務教育課長> やはり、学校によっても若干その辺らつきはあるかと思いますが、先進的に使っている学校との差が詰まってきて、どこの学校でも、ある程度タブレットを活用しながら授業を進めておりますので、県教育委員会としましても、効果的な事例等を発信しながら、より有効に活用できるように推進してまいりたいと考えております。

<武田委員> 大人次第だなと思っています。子どもはすぐに順応して使いこなせるので、意識が高い大人から学ぶか、そうでないのかの差がすごく大きいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

<片桐委員> 武田委員、山川委員のお話にもありましたように、やはり家庭、保護者の意識もとても大事だと思っています。

来月9月の下旬頃に、ある県内の小学校から、就学時健診時の保護者の説明会の時に講話をしてくれとの依頼をいただいております。そのような場において、家庭環境がとても大事だとの思いから、生活リズムと勉強の環境づくりについての話をします。親の意識も高めるためには、こういうことを保護者にも分かっていたいただきたいなと思います。

<教育長> ほかに御意見等ございますでしょうか。

<工藤委員> 報告2-4のグラフで、小学校の国語、算数、理科について、全国と比べると、山形県は上位で正解しているところの数がちょっと少ないです。平均のところ集中しているのだと思いますが、全問正解であるとか、上位で正解している率がちょっと低いのかなというのが気になりました。

全体の底上げに力を入れて、平均に近づいていくというところも大事かなとは思いますが、しっかり分かる、全部分かる児童を伸ばすところにも力を入れていく切り口があるのかなと感じています。

授業の中で、どうしてもつまづく子であるとか、やはり全体のペースで進めていくのかなと思うので、分かっている子に対してちょっと手薄になっているのかなと思います。能力としては、もっと伸びていく可能性がある子が、置いておかれているということもあるのではないかなというものが少し気になりました。

中学校になると、やはり取れる子は、確実に点を取っていくようになるので、できる子のうまい伸ばし方も考えていただけるとよいのではと感じています。

<教 育 長>

ずっと優秀な成績を挙げている県は、先生方のメッセージもあるのでしょうけれども、子どもさん自身がこのテストの意義もしっかり踏まえて対応しているという話もあったりします。

とにかく点数を上げることだけではないですが、取組の成果が反映されることは間違いないので、良い成果、結果が生まれるように、また来年に向けて内部で検討してまいりますので、引き続き御指導をお願いします。

<教 育 長>

ほかになれば、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第1号「令和5年度山形県立東桜学館中学校の入学募集について」、高校教育課より説明願います。

<高校教育課課長補佐>

課長補佐吉田と申します。本日、課長安部が所用で説明できないため、私から説明をさせていただきます。

資料、議1-1ページを御覧ください。令和5年度山形県立東桜学館中学校の入学募集について御提案を申し上げます。

東桜学館中学校につきましては、県内初の併設型中高一貫校として、平成28年度に開校いたしました。開校8年目を迎えます。

令和5年度の県立中学校入学選抜基本方針につきましては、令和3年8月、昨年8月に教育委員会において決定をし、公表しているところでございますが、これに基づきまして、この度、正式に募集の公告を行うものとなっております。

なお、令和4年度入学募集からは、日付等以外の変更はございませんでした。

それでは資料1-2をお開きください。募集内容についての説明を申し上げます。

上段表に示していますとおり、入学定員は1学級33人の3学級、合計99人としております。男女別の内訳は、同数程度となっております。

続いて、入学志願要項についてですが、まず、「1 志願資格」については、(1)の①にありますとおり、令和5年3月に、小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、保護者とともに県内に住所を有する者、これが基本となっております。

す。

(2)には、県外からの受検など、(1)の②の、県教育長が特別に志願を許可したものの具体例を掲載しております。

続いて、「2 通学区域」につきましては、東桜学館中学校は県下一円どこからでも進学ができることになっております。

続いて、「3 出願に必要な書類及び提出期間」については、御覧のとおり令和4年11月28日月曜日から12月2日金曜日、午後3時までとなっております。

続いて4番、選抜及び選抜結果通知の発送についてでございますが、選抜の資料は、小学校が作成する調査書と、県教育委員会が実施をします適性検査、作文、面接等の結果を用いることとしております。

その実施日については、令和5年1月7日土曜日で、県立東桜学館中学校・高等学校で実施をし、選抜結果通知書につきましては、1月13日金曜日に発送予定となっております。

そのほか、詳細につきましては、「5 その他」にありますとおり、9月中旬に完成予定の「入学者選抜実施要項」で示すこととしておりますが、これにつきましては、9月23日金曜日、24日土曜日、両日に東桜学館中学校で実施をします、中学校入学者選抜出願手続説明会で、保護者の方へ丁寧に周知してまいる予定でございます。

なお、御承認いただいた後は、9月2日金曜日発刊の県公報に掲載をし、募集の公告をする予定となっております。

以上よろしくお願いたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和5年度使用教科用図書の採択について」、特別支援教育課長及び高校教育課より説明願います。

<特別支援教育課長> 議第2号は、山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和5年度使用教科書を案のとおり採択していただきたく、お諮りするものでございます。

議2-2ページをお開きください。1の教科書が使用されるまでの基本的な流れにつきましては、7月定例教育委員会で説明申し上げたとおりでございます。

2の(2)県立学校の教科書採択に関する基本方針につきましては、7月定例教育委員会で御説明申し上げましたとおり、枠内3行目の「た

だし」以降を追記しまして、「特別支援学校（特別支援学級）用の一般図書については、供給困難が生じることが予想されることから、これに速やかに対応するため「特別支援学校（特別支援学級）用一般図書一覧（山形県教育委員会）」にある図書全てを一括採択する。」よう変更いたしたく存じます。

続いて議2－3ページ、資料2を御覧ください。本年度のこれまでの経過でございます。7月に、各県立学校から教科書関連書類が提出されて、県教育委員会事務局による教科書審査をして各学校への指導助言を行ってきたところでございます。本日は、8月のところでございますが、教育委員会に「令和5年度使用教科用図書の採択」について付議するものでございます。県立特別支援学校の小学部と中学部、県立東桜学館中学校で使用する教科書について御審議をお願いいたします。

初めに、県立特別支援学校の教科書について御説明を申し上げます。

議2－4ページの資料3を御覧ください。

ここでは、特別支援学校で使用します教科書の種類や採択に関する規定などを挙げてございます。

1は、特別支援学校においても、小中学校で使われている検定済教科書又は文部科学省の著作教科書を使用する義務があるということでございます。

2では、教科用図書の特例が示されております。1でお示ししました検定済教科書や著作教科書以外の教科用図書を使用することができるというもので、これを「一般図書」と呼んでおります。

特別支援学校・特別支援学級用の一般図書は、米印のところにありますように「児童生徒の教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なもの」といった要件を満たすことが求められます。このため、県教育委員会が調査研究を行い、作成しました「令和5年度用一般図書一覧」から選定することとしております。

また、3につきましては、一般図書の採択に当たっての留意事項となっており、まずは1の著作教科書や下学年用の検定済教科書が使えないか十分考慮した上で、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の教科書を選定することになっております。

4につきましては、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものでございます。

知的障がい特別支援学校では、絵本などの一般図書の選定が主ですが、文部科学省著作教科書、いわゆる星本を選定する学校も増えております。

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の児童生徒を対象とする特別支援学校の小・中学部におきましては、小中学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。これらの障がいに加えて知的障がいを併せ有する重複障がいの児童生徒の場合は、一般図書の選定が中心となっております。

5につきましては、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。主な選定の理由の欄を御覧いただきますと、小学部の場合は、絵や

写真など視覚情報が豊富なこと、実際に触ったり塗ったりすることができて感覚を活用して学べるといった理由が挙げられております。

中学部の場合につきましては、イラストや図などの視覚情報が豊富であること、生徒の興味・関心を引きやすく、生活との関連が深いことなどの理由が挙げられております。

続いて、議 2－6 ページをお開きください。こちらが小学部の採択案でございます。

「1 文部科学省検定済教科書」は、通常の小学校と同様の各教科等の教科書でございます。表の右側に選定した学校数が記載してあります。

議 2－7 ページの欄外には、米印で記載しておりますが、選定した学校が書いてあります。こちら山形盲学校、山形聾学校、酒田特別支援学校、鶴岡養護学校、ゆきわり養護学校、山形養護学校の 6 校が選定しております。

続いて、「2 文部科学省著作教科書」につきましては、(1) 特別支援学校視覚障がい者用教科書点字版は、検定済教科書を点字訳した教科書で、山形盲学校が選定しております。

(2) 聴覚障がい者用教科書につきましては、山形聾学校、酒田特別支援学校の聴覚障がい部が選定しております。

(3) 知的障がい者用教科書につきましては、小学部は一つ星から三つ星まであって、内容が 3 段階になっております。米印にありますとおり、山形盲学校ほか 10 校が選定しております。

次の議 2－8 を御覧ください。

一般図書につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、「特別支援学校（特別支援学級）用一般図書一覧」にある図書全てを一括採択いたしたく存じます。なお、参考としまして、一覧のうちから実際に特別支援学校が選定したものを表に表しております。選定校数も右側の欄に記載しております。

これらは、知的障がい、重複障がいの児童用の教科書として今回各校が選定したものでございます。議 2－10 の最後のところに、米印で選定した学校名を挙げてございます。今年度は 15 校が、発行者 34 者、図書 148 種を選定しております。

続いて、議 2－11 ページを御覧ください。(2) は、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しております。

続いて、議 2－12 ページからが中学部の採択案でございます。

「1 文部科学省検定済教科書」につきましては、小学部と同様、欄外の米印に表しておりますが、6 校が選定しております。

続いて、議 2－13 ページ「2 文部科学省著作教科書」につきましては、小学部と同様、(1) は視覚障がい者用の点字版、(2) は聴覚障がい者用の教科書になります。

(3) 知的障がい者用教科書につきましては、中学部の場合は四つ星本と五つ星本の 2 段階があります。村山特別支援学校や楯岡特別支援学校など 11 校が選定しております。なお、中学部の生徒ではありますが、

生徒の障がいの状態に応じて使用が適切である場合には、小学部用のものを選定しております。

議題 2-14 ページをお開きください。ここからの、「3 一般図書(特別支援学校・学級用)」につきましては、小学部と同様に「特別支援学校(特別支援学級)用一般図書一覧」にある図書全てを一括採択したく存じます。なお、こちらも参考としまして、一覧のうちから実際に特別支援学校が選定したものを表に掲載しております。右側には選定校数を表しました。

議 2-16 ページの欄外に米印でまた、選定した学校を表しております。こちらは 12 校で、発行者 39 者、図書 130 種を選定しております。続いて、議 2-17 ページを御覧ください。

(2) は、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しております。

以上、各特別支援学校より選定されたものを審査しまして、採択案といたしました。

< 高校教育課課長補佐 >

それでは続いて、県立中学校について説明をいたします。先ほども申し上げましたとおり、県立東桜学館中学校は、併設型中高一貫教育校の中の中学校でございまして、その教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 3 項において、学校ごとに採択を行うものとするのでございます。

学校内に教科書選定委員会を設置しまして、学校の教科書選定方針に則って使用する教科書を選定し、その結果を教育委員会事務局内で審査を行うなどこれまで作業を進めてまいりました。

それでは、県立東桜学校中学校で使用する教科書について御説明いたします。議 2-18 ページを御覧ください。

「1 教科用図書選定の観点」については記載のとおりでございますが、東桜学館の基本理念であります「高い志」、「創造的知性」、「豊かな人間性」を育てるために、協働的な学習や探究型の学習を推進するのに適しているかどうか、また、東桜学館の学習の特色である、ICT を活用した活動を行うことで、自律的に活動する力、多様な人々と協働する力、持続可能な未来を創造する力を育成するのに適しているかどうか、これらを選定方針として、「2 教科用図書選定結果」としております。

また、教科ごとの具体的な選定理由や、今回採択された教科書は、本日あらかじめ御覧いただいたとおりとなっております。

以上のように、事務局では、各種法令、教科用図書選定審議会の意見、教科用図書採択の基本方針に基づきまして、選定理由と教育課程を照合し、適切な図書の選定となっているかを審査いたしております。

その結果が、ただいま御説明申し上げました「議第 2 号」の山形県立特別支援学校小学部・中学部及び山形県立中学校における令和 5 年度使用教科用図書(案)でございます。

以上、「令和 5 年度使用教科用図書」として採択をよろしく願いいたします。

- <教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <小 関 委 員> 東桜学館中学校の数学の教科書で「高等学校数学Ⅰ」とあるのは、中3辺りで高1を学ぶことになるのですか。
- <高校教育課課長補佐> 中学3年生で前倒しをして、高等学校1年生の教科書を使って学習しております。
- <片 桐 委 員> 教科書の選定委員会にはどのようなメンバーが入っているか教えてください。
- <高校教育課課長補佐> 各学校ごと設置している委員会でございますが、主には教務主任、それと各教科主任、教務課の教科書選定の担当者、管理職、教頭先生か校長先生が入ることが一般的なメンバーとなっております。
- <教 育 長> ほかに御質問等ございますでしょうか。
- <教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長> 次に、議第3号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和5年度使用教科用図書採択について」、高校教育課及び特別支援教育課長より説明願います。
- <高校教育課課長補佐> 議第3号につきましては、山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和5年度使用教科用図書を案のとおり採択していただきたく、お諮りするものでございます。
- 議3-3ページ、「資料(日程)」を御覧いただきたいと思えます。採択までの流れにつきましては、7月の定例教育委員会で御説明したものと同様となりますが、本日は「8月」の「教育委員会に令和5年度使用教科用図書の採択について付議」の部分に該当いたします。
- それでは、1枚めくっていただきまして、提案内容を御覧いただきたいと思えます。
- 令和5年度は、令和4年度から新学習指導要領が年次進行で実施されているため、令和4年度、令和5年度に入学した2年生、1年生は新学習指導要領の適用となります。3年生につきましては旧学習指導要領が適用となります。従いまして、本日は新学習指導要領と旧学習指導要領に分けて提案をさせていただきます。
- なお、議3-18ページ以降は関連資料となっておりますので、後ほ

ど御説明をさせていただきます。

それでは、議 3-5 ページから御覧いただきたいと思います。ここからは令和 5 年度使用高等学校教科用図書採択案となります。

議 3-5 ページから 3-10 ページが、教科書目録第 1 部、これは新学習指導要領に基づいて編集された教科書の「山形県立高等学校及び県立特別支援学校高等部における令和 5 年度使用教科書の採択（案）」となります。議 3-11 ページから 14 ページにわたっては、教科書目録第 2 部、ここは旧学習指導要領に基づいて編集された教科書の採択案となっております。こちらの資料には教科・科目別に、発行される教科書ごとの選定学校数、一番右側に記載をさせていただいております。

県立高等学校は、普通科・専門学科・総合学科の各学科、また、全日制・定時制・通信制の各課程があり、その実態は非常に多様でございます。

そこで、県教育委員会では、各学校がその実態に即して適切な教科書を選定するために、「教科書選定委員会」を設置いたしまして、十分な調査・研究を行い、公正でかつ適正な選定が行えるよう指導してまいりました。点検の結果、各校とも、適切に選定していると判断いたしましたので、提案内容にある教科用図書を採択していただきたいと考えております。

続いて、議 3-18 ページ、資料 1 を御覧ください。こちらは、ただいま御説明いたしました教科書の選定状況をまとめた資料となります。文部科学省検定済、また著作教科書第 1 部・第 2 部を合わせまして 1,232 点の教科書のうち、山形県内では 771 点が選定されており、その割合は 62.6%となっております。

続いて議 3-19 ページから 20 ページの「資料 1-②」、「第 1 部」令和 4 年度から年次進行で始まっている新学習指導要領に基づく教科書の選定状況が記載されております。3-21 ページから 22 ページの「資料 1-③」につきましては、「第 2 部」旧学習指導要領に基づいて編集された教科書の科目ごとの選定状況となっております。

続いて議 3-23 ページから 25 ページの「資料 2-①」を御覧ください。こちらは、各学科の 3 校の「教科書選定の観点」の例を載せている資料でございます。23 ページが普通科高校の選定理由、24 ページが専門学科の選定理由、さらに 25 ページが総合学科の選定理由を、例として掲載させていただきました。

また、議 3-26 から 27 ページの資料 3 につきましては、県立学校における各科目の選定率が比較的高い教科書の選定理由の例を記載してございます。教科書の内容、構成が当該学校の生徒にとって分かりやすく、生徒の興味・関心を喚起し、かつ、生徒の学力向上に資する内容であること、これらのことが選定の理由に挙げられる場合が多くなっております。

以上、県立高等学校及び高等学校学習指導要領に準ずる教育課程をとっている特別支援学校の高等部 4 校について御説明いたしました。よろしくお願いたします。

<特別支援教育課長>

続いて、県立特別支援学校について申し上げます。

議3-15 ページを御覧ください。特別支援学校高等部の採択案でございます。

「1 文部科学省検定済教科書」の(1)は、高等学校に準ずる教育課程がある4校が高等学校と同じ高等学校用教科用図書を選定しております。

(2)は、視覚障がい者用として高等学校用教科用図書を点訳又は拡大版にしたものでございます。

「2 文部科学省著作教科書」につきましては、知的障がい者用教科書小学部用、中学部用を挙げております。高等部ではございますが、生徒の障がいの状態に応じて使用が適切である場合には、下学年のものも選定している場合がございます。

議3-16 ページを御覧ください。

「3 一般図書(特別支援学校・学級用)」につきましては、小中学部と同様に、「特別支援学校(特別支援学級)用一般図書一覧」にある図書全てを一括採択いたしたく存じます。なお、参考としまして、一覧のうち特別支援学校が選定したものを表に掲載しております。右側が、選定した学校の校数を記載しております。

これらは、知的障がい、重複障がいの生徒用教科書としまして、今回各学校が選定したものでございます。下の方の欄外には、米印で選定した学校名を記載しております。今年度は知的障がい特別支援学校を中心に、13校で発行者22者、図書46種が選定されております。

次の議3-17 ページを御覧ください。(2)の①は、点字教科書、拡大教科書で、山形盲学校が選定しております。②は、中学校用検定教科書で、鶴岡養護学校、ゆきわり養護学校が選定しております。

各校とも、在籍する生徒の障がいの状態や学びの状況に応じて、一人一人が十分に活用し学習できる図書を適切に選定しております。

次に、議3-28 ページを御覧ください。

1は、各校の教科用図書選定結果の特徴をまとめたものでございます。上の段の、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の生徒を対象とする特別支援学校の高等部では、高等学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。これらの障がいに加えて知的障がいを併せ有する重複障がいの生徒の場合は、一般図書の選定が中心となっております。

下の段の知的障がいの特別支援学校の高等部では、一般図書の選定が主ですが、文部科学省著作教科書、いわゆる星本を選定する学校も増えてきています。

2は、選定した学校が多かった一般図書を挙げております。選定理由を御覧いただきますと、高等部の場合は、卒業後の実生活に生かすことができるように、具体的な場面が想定されていること、生活に即した内容が扱われていること、豊富な具体例があることなどを重視して選定されていることがお分かりいただけるかと思っております。

例えば、「くらしに役立つ 国語」は、電話の受け答えや手紙の書き方等、実際の生活に役立つ内容が分かりやすく書かれております。

また、生活に生かせる内容が分かりやすい言葉でバランスよく網羅されており、将来の社会生活につなげやすくなっております。

このような理由から、国語の教科書として9校が選定しております。以上、各特別支援学校が選定したものを審査し、採択案といたしました。

以上、県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和5年度使用教科書について御説明申し上げました。

いずれも教科用図書採択の基本方針に基づいて各校長が選定したものを、関係課で厳正に審査したものでありますので、採択についてどうぞよろしくお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第4号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教 職 員 課 長> まず、議4-3ページを御覧ください。改正理由について御説明申し上げます。

下の表にありますとおり、令和4年度までは、米沢養護学校長井校に小学部と中学部が、米沢養護学校西置賜校に高等部が設置されているところであります。令和5年4月に、長井南中学校の校地の一部を活用して米沢養護学校西置賜校を新築することとなりまして、それに伴い、米沢養護学校長井校の中学部も西置賜校へ移転するため、設置学部が変更となります。この設置学部変更に係る規定の整備を図るものであります。

議4-1を御覧ください。主な改正内容といたしましては、長井校の小学部と中学部の設置となっているところを、小学部のみの設置といたします。西置賜校の高等部のみの設置を、中学部と高等部の設置といたします。違いが分かりづらいかと思いますが、別表の上段が西置賜校を高等部の左側に記載しておりますが、下段は中学部の左側に記載することで、新設する西置賜校に中学部と高等部を設置するという表記となります。

施行期日は、令和5年4月1日を予定しております。以上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

- <教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長> 次の議第5号及び議第6号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
- ◀ 議第5号及び議第6号は秘密会にて審議 ▶
- ⑥閉 会
- <教 育 長> 以上を持ちまして、第1114回教育委員会を閉会いたします。